

第56回全日本スキー連盟公認甲信越ブロック
連合中学校・ユーススキー競技会開催要項

主催 (公財) 全日本スキー連盟甲信越ブロック協議会
(公財) 長野県スキー連盟 山ノ内町体育協会
主管 志賀高原スキークラブ 志賀高原観光協会
公認 (公財) 全日本スキー連盟
後援 (公財) 新潟県スキー連盟 NPO 法人山梨県スキー連盟
長野県中学校体育連盟 新潟県中学校体育連盟
長野県 長野県教育委員会 山ノ内町 山ノ内町教育委員会
協賛 北野建設株式会社 長野電鉄株式会社 長電バス株式会社 信濃毎日新聞社
SBC信越放送 NBS長野放送 TSBテレビ信州 a b n長野朝日放送
北信ローカル・りふれ 山ノ内町観光連盟 志賀高原索道協会
山ノ内町商工会 志賀高原旅館組合

1 期 日 2023年3月19日(日)～24日(金)

2 場 所 志賀高原 ジャイアントスキー場

3 種目・日程

期 日	種 目	時 刻	場 所
3月19日(日)	チームキャプテンミーティング	16:00	志賀高原総合会館 98
3月20日(月)	K-2男子ジャイアントスラローム	16:00	ジャイアントスキー場
	K-2女子ジャイアントスラローム		
	チームキャプテンミーティング		志賀高原総合会館 98
3月21日(火)	K-2男子スラローム	16:00	ジャイアントスキー場
	K-2女子スラローム		
3月22日(水)	チームキャプテンミーティング	16:00	志賀高原総合会館 98
3月23日(木)	YH-1男子ジャイアントスラローム	16:00	ジャイアントスキー場
	YH-1女子ジャイアントスラローム		
	チームキャプテンミーティング		志賀高原総合会館 98
3月24日(金)	YH-1男子スラローム	16:00	ジャイアントスキー場
	YH-1女子スラローム		

* 各種目スタート時間はチームキャプテンミーティングにて発表いたします。

各チームの代表者は必ず、チームキャプテンミーティングに出席してください。

* 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、開会式は行いません。

- 4 参加資格 (1) SAJ 競技者管理登録がされていること。YH-1 は登録の必要はない。
 (2) 小学校5年生から高校1年の早生まれであること。
 カテゴリーの対象は以下のとおり。
- ① YH-1 カテゴリー
 2010年4月2日生～2012年4月1日生の競技者が対象
 (小学5年生、小学6年生)
 ※ただし責任者または付添者の引率があること。
- ② K-2 カテゴリー
 2007年1月1日生～2010年4月1日生の競技者が対象
 (中学1・2・3年生及び高校1年生の早生まれ)
- (3) スポーツ傷害保険、またはこれに準ずる傷害保険に加入していること。
 (4) スキーにおける危険や防止法等を熟知(講習)していること。
 ※別紙「スノースポーツ競技者の心得」を参照
- 5 ブロック
 出場枠 (1) 開催県枠 長野県連推薦選手
 (2) 開催ブロック枠 新潟県 男子70名 女子70名
 山梨県 男子10名 女子10名
 (3) 開催ブロック以外のブロック 男子10名 女子10名
 ※開催ブロック以外のブロックは、各ブロックで参加選手を集約し、都道府県単位で
 エントリーをすること。
 ※参加選手が180名を超えた場合には、甲信越ブロック以外のブロックからYH-1
 は抽選、K-2はSAJポイントの下位の者から制限を行う。
- 6 スタート
 について (1) スタート順について
 ○YH-1 競技
 フリードローにて決定する。
 ○K-2 競技
 SAJポイント上位15名タイまでをダブルドロウ。以降はSAJポイント順。ノー
 ポイントはポイント保持者の下位としドロウを実施し決定する。
 (2) 競技前日のTCMにて、日程、会場の最終決定、ドロウ、Bib配布を行います
 ので、代表者は必ず出席してください。**TCM開始までにエントリーした選手の出
 場が確認できない場合は出場できません。**
 (3) スタート制限について
 スピード系(SG)は、制限なしとする。
 技術系(SL、GS)合計中学校1・2年生は12レース以内、中学校3年生、高
 校1年生の早生まれは制限なしとし、確認は各都道府県で行うこと。
- 7 競技規則 (1) 本大会に定められている規則の他、全日本スキー連盟競技規則(最新版)による。

- 8 申込方法 (1) 申込先 〒381-0498
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 3352-1 教育委員会事務局内
志賀高原少年スキー大会事務局宛 TEL 0269-33-1102
- (2) 申込方法 ・本大会所定のエントリーフォームにより申し込んでください。
※開催地ブロック以外はブロックでまとめて申し込んでください。
・参加料振込確認表、振込通知書の写し等(振込が確認できるもの)
を添付すること。
・参加申込書には、必ず宿泊先を明記すること。
・尚、FAXでの申込みは一切受付けない。
- (3) 参加料 1人1種目 3,300円
・参加料は下記口座へお振込みください。
【振込先：ながの農業協同組合 志賀高原支所 (普) 6229409
志賀少年スキー大会事務局 代表 田村英則】
- (4) 申込締切日 **2023年3月10日(金) 必着**
- 9 表彰 (1) 各種目3位まで表彰状及び賞品を授与し、6位まで表彰状を授与する。
(2) 表彰式は競技終了後、競技会場(ゴールエリア付近)で行う。
- 10 宿泊 (1) 1泊2食付 税込 8,900円選手のみ(引率者及び帯同者は10,000円)
※入湯税別
(2) 宿泊については各学校・団体ごとに志賀高原観光協会の宿泊予約システムから
申し込む。
(宿泊予約システム
URL 【 <https://resv.shigakogen.gr.jp/feature/shonenski2023/> 】
志賀高原観光協会事務局 TEL 0269-34-2404)
- (3) 宿泊予約システム以外での予約方法で宿泊をする参加者については、競技の際
スタートを認めないことがあります。
- 11 その他 (1) 新型コロナウイルス感染症対策については別途定めるガイドラインによる。
本大会における新型コロナウイルス感染症ガイドラインを理解できない者については
大会への参加を認めない。
(2) リフト券は個人負担とする。

第56回全日本スキー連盟公認甲信越ブロック連合中学校・ユーススキー競技会

参加料振込確認票

都道府県名		学校名	
申込責任者		携帯TEL	

【K-2】

期日	種目	参加者数	参加料計
3/20	男子GS		
	女子GS		
3/21	男子SL		
	女子SL		
合 計			

【YH-1】

期日	種目	参加者数	参加料計
3/23	男子GS		
	女子GS		
3/24	男子SL		
	女子SL		
合 計			

※参加料 1種目 3,300円

※参加料振込票のコピーを添付してください。

スノースポーツ競技者の心得

1. スノースポーツに内在する危険

スノースポーツには内在する以下の危険がある。

- ① 降雪・吹雪・降雨・濃霧など天候に伴う危険
※ホワイトアウト（天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況）を含む
- ② 崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険
- ③ アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険
※ツリーウェル（樹木の傍に空いた深い穴）、ツリーホール（春先など雪解けにともない樹木のまわりに露出した地面）なども含む
- ④ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険
- ⑤ リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険
- ⑥ 雪上車両との衝突の危険
- ⑦ スノーパークの利用に伴う危険
- ⑧ スキーヤーのスピードの出し過ぎによる危険
- ⑨ 自己転倒による危険
- ⑩ 他のスキーヤーとの衝突による危険
- ⑪ 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険
- ⑫ 不適切な用具の使用などによる危険
- ⑬ その他、これらに類する危険

2 スキーヤーの責務

1 滑走にあたって

- (1) スキーヤーはスノースポーツに内在する危険を予測し、危険を回避しながら滑走しなければならない。
- (2) スキーヤーは常に視界のおよぶ範囲内で動き、いつでも止まったり曲がったりできなければならない。

2 リフト搭乗にあたって

- (1) リフト搭乗者とは、リフトに搭乗しているスキーヤーだけではなく、搭乗するために待機しているスキーヤーや搭乗し終えたばかりのスキーヤーを含む。
- (2) リフト搭乗者は、掲示板の注意書等を読み、これに従って搭乗しなければならない。

- (3) 搭乗に不安を感じるスキーヤーは、その旨を係員に申し出て、必要な援助を得なければならない。

3 標識・指示の遵守

- (1) スキーヤーは、スキー場にある標識・掲示や場内放送、コースマップに記載されている注意書・警告、パトロール等スキー場係員の指示に従って行動しなければならない。

4 禁止行為

スキーヤーは以下の行為をしてはならない。

- ① コース外を滑走すること
- ② 閉鎖中のコースに立ち入ったり、滑走したりすること
- ③ 立木・リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの間近を滑走すること
- ④ 他のスキーヤーの間近を滑走すること
- ⑤ 他のスキーヤーの滑走を妨げること
- ⑥ 圧雪車(ゲレンデ整備車)を含む全ての雪上車両に近づくこと
- ⑦ リフトの運行を妨げること
- ⑧ 飲酒や薬物等の影響により、心身が正常でない状態で滑走すること
- ⑨ 長時間コース内で立ち止まったり座り込んだりすること
- ⑩ その他、これらに類する行為

5 徐行義務

スキーヤーは、以下の状況の下では徐行しなければならない。

- ① 徐行の標識があるところ
- ② 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
- ③ シーズン初めや春先など積雪が十分でないとき
- ④ 降雪・吹雪・濃霧・日没時などで視界が悪いとき
- ⑤ ホワイトアウト（天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況）のとき
- ⑥ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物に近づいたとき
- ⑦ リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの人工の工作物に近づいたとき
- ⑧ コースの合流地点やコースが狭いところ
- ⑨ コースの脇や末端に近づいたとき
- ⑩ リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
- ⑪ コースが混雑しているとき
- ⑫ キッズエリア（子供用ゲレンデ）に近づいたとき

- ⑬ 業務のために出動しているパトロールや運行している雪上車両に近づいたとき
- ⑭ その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき

6 滑走時の義務

- (1) 滑り出し・流入・横断のときは、上方からのスキーヤーを優先させる。
- (2) 滑走中は前方のスキーヤーの動向を注視し、前方のスキーヤーとの間に安全な距離を保つ。
- (3) ゲレンデ内で立ち止まって、登り・降りをするときは、コースの端を利用する。
- (4) 業務のために出動しているパトロールや運行している雪上車両があるときは、その運行を優先させ、進路を空けて停止または徐行する。
- (5) スキーヤーは流した滑走具で他の人に危害を与えないよう用具に流れ止めをつける。
- (6) 深雪を滑走する際には、万が一雪に埋まった場合に呼吸の確保が出来るように予めストックの手皮から手を外しておく。また、ツリーウェルに落ち込まないよう大木の間近を滑走しない。

7 スノーパーク利用上の義務

スノーパークの滑走者は次のことを守らなければならない。

- (1) 掲示板などの注意書に従う。
- (2) 自らの能力と技術の範囲内で滑走する。
- (3) 着地点の周囲の安全を確認してからスタートする。
- (4) ヘルメットその他必要な防具を着用する。

8 引率者・指導者の責務

- (1) 引率者・指導者とは、個人やグループまたは団体をスキー場に案内し、スキーヤーを指導・監督・介護する者をいう。
- (2) 引率者・指導者は、この基準に定めるルールを率先して守らなければならない。
- (3) 指導者は受講者に滑る技術を教えるだけでなく、この基準に定めるルールおよび安全に滑走する方法も指導しなければならない。
- (4) 指導にあたっては天候や雪質・コースの状況等を考慮したうえ、受講者に不適切な課題を課して、雪崩などの重大な危険に遭わせてはならない。

9 受講者の責務

- (1) 受講者はスキー場において他のスキーヤーに対して何の優先権も持たない。
- (2) 受講者は引率者・指導者の指示や注意に従うだけでなく、自らこの基準が定めるルールを守って行動しなければならない。

10 子供の保護者・付添人の責務

- (1) 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせてはならない。
- (2) 保護者・付添人は子供に対して、スキー場で守るべきルールについて教えなければならない。

11 競技者

- (1) 競技者とは、現に競技に参加しているスキーヤーだけでなく、競技に参加するために練習をしているスキーヤーや競技前の足慣らしをしているスキーヤーも含む。

12 救助義務

- (1) 事故が起きた場合、全てのスキーヤーは事故者を援助しなければならない。
- (2) 事故の当事者および目撃者は、速やかに事故の発生状況をパトロール員などスキー場係員に通報するとともに、怪我人の救助に協力しなければならない。
- (3) 事故の当事者および目撃者は、パトロール員などスキー場係員や当事者の求めに応じて、事故状況および氏名・連絡先などを正確に伝えなければならない。

13 搜索費用の負担

スキーヤーがスキー場管理者の規制を無視してコース外や管理区域外に出て遭難したときは、スキーヤーは搜索および救助に要した費用を負担しなければならない。

14 ヘルメット・帽子の着用

- (1) スキーヤーはヘルメット・スキー帽を着用することが望ましい。
- (2) アルペン競技者（練習中も含む）はヘルメットを着用しなければならない。

15 保険加入の勧め

スキーヤーは事故に備えて、あらかじめ傷害保険等に参加しておくこと。

第 56 回全日本スキー連盟公認甲信越
ブロック連合中学校・ユーススキー競技会
兼 第 66 回志賀高原少年スキー大会

新型コロナウイルス感染症
感染対策ガイドライン

作 成 日：令和2年12月17日
最終更新日：令和4年11月29日

全日本スキー連盟公認甲信越ブロック
連合中学校・ユーススキー競技会 兼
志賀高原少年スキー大会組織委員会

1 基本事項

(1) はじめに

新型コロナウイルス感染症の国内の現状は、感染状況等を継続的に注視するとともに、「新しい生活様式（三密の回避・対人距離の確保・マスクの着用・手指衛生）」を社会に定着させているところである。

しかしながら、再度、感染が拡大する可能性はあり、新規感染者数の増大に対応できる体制づくり（医療提供体制の維持・検査(保健所)体制の強化・クラスター対策の強化等）が重要とされている。

このような状況下で、競技会を運営するためには、選手・保護者・指導者・競技役員全ての方の理解と協力が必要となり、一人ひとりの自覚と責任が自己防衛となるため、すべての人が感染防止に努めたいうえで、競技会へ参加する必要がある。

(2) 新型コロナウイルス感染症の基本事項

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、①飛沫感染、②接触感染であるため、以上2つの経路の感染予防策を徹底する。

●飛沫感染予防

- ・選手、スタッフは原則マスクを着用する。
- ・咳エチケットを徹底する。
- ・人と人が対面する場所では可能であれば、パーテーション等を設置する。
- ・飛沫は空気中を漂わず、空気中で短距離（1～2m）しか到達しないため、対人距離（1～2m四方）を確保する。

●接触感染予防

- ・流水と石鹸による手洗い、擦式アルコール消毒液（アルコール濃度60%～80%）による手指衛生の励行。
- ・アルコールや抗ウイルス作用のある消毒剤含浸クロス（アルコール濃度60%～80%）にて、手袋・マスク着用の元、テーブル、ドアノブなど高頻度接触部位の清拭消毒を行う。

なお、本ガイドラインは新型コロナウイルス感染症の科学的知見の更新や国内の感染状況の変化により逐次見直すことがある。

本ガイドラインはSAJ競技会の発表する新型コロナウイルス感染対策ガイドライン（第1版）に準ずる。

2 大会開催の前提条件

(1) 緊急事態宣言が解除されている。

- ・移動の制限が解除されている。
- ・不要不急の外出自粛が解除されている。
- ・店舗営業の自粛が解除されている。
- ・学校において部活動が認められている。

(2) 大会開催を管轄する大会実行組織委員会、山ノ内町及び地域管轄保健所（長野県北信保健所）によりイベント開催の自粛が解除されている。

3 大会参加者の遵守事項

(1) 参加者へは、大会の2週間前から大会当日までの間に下記事項に該当する場合は参加の見合わせを求める場合がある。

- ・発熱（37.5℃以上）を認める。
- ・せき、のどの痛みなど風邪の症状がある。
- ・だるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ・嗅覚や味覚の異常がある。
- ・体が重く感じる、疲れやすい等の症状がある。
- ・新型コロナウイルス感染者と濃厚接触歴がある。
- ・同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症と疑われる方がいる。
- ・参加の14日前までに政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある、または当該在住者との濃厚接触歴がある。

(2) 参加者においては下記書類を必要に応じ提出する。

- ・健康管理記録表（別紙1）：大会2週間前より参加者が個人ごとに記入し、大家事務局より提出を求められた際に提出する。
- ・緊急患者発生報告書（別紙2）：大会期間中に傷病者等が発生した場合に、大会事務局へ提出する。

※参加者：大会参加する選手及び選手へ帯同する指導者（監督・コーチ等）、現地にて大会観戦をする者

(3) 参加料は口座振込とする。

4 開催行事等に関する対策事項

(1) 総務・式典

- ・式典に関しては、最小限の人数で、短時間で終了させる。
- ・飲食を伴う会議、反省会等は原則として行わない。
- ・大会に参加する選手、指導者、学校関係者の連絡先（氏名・住所・電話番号）を記録し、大会後1か月間は保管する。
- ・大会終了後14日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、大会組織委員会事務局に対して速やかに自身の感染報告とともに濃厚接触者の有無等について報告する。
- ・その他、総務、式典の運営に際し必要な措置を講ずる。

(2) 競技運営

- ・チームキャプテンミーティングは原則各チーム代表者1名の参加とし、短時間で済ませるようにする。
- ・ドローについても原則各チーム代表者1名の参加で、短時間で済ませるようにし、各チーム代表者は翌日の競技者の使用するビブスを持ち帰る。
- ・競技スタッフ、監督、チームスタッフは全員マスクを着用する。
- ・競技時以外は選手についても原則マスクを着用する。(防寒・防風のためのマスクを着用している場合はそれでも可)
- ・大会観戦については、1～2mの対人距離を取り、密としないようにする。
- ・リフトやゴンドラに乗車する際は、対面での会話は控える。
- ・報道関係者は、事前に申請があり許可を出した者のみとし、当日参加する報道関係者の連絡先(氏名・住所・電話番号)を記録する。
- ・その他、競技の運営に際し必要な措置を講ずる。

(3) 報道、記録

- ・選手への取材は双方マスクを着用し、ソーシャルディスタンスを保ち短時間で済ませる。
- ・共有マイクは、都度清拭消毒する。
- ・その他、報道、記録に際し必要な措置を講ずる。

(4) 宿泊

- ・宿泊予約については、志賀高原観光協会の宿泊予約システムから行う。
- ・宿泊者の個人情報、感染報告があった場合に保健所・医療機関等へ提供する可能性がある。
- ・志賀高原旅館組合、志賀高原観光協会等の宿泊ガイドラインに沿った措置を講ずる。

(5) 交通、施設

- ・各競技会場までの輸送者数は最小限とし、少人数での乗合を勧める。
- ・レースオフィスでは、1～2mの対人距離での行動を心がけ、入場者の連絡先(氏名、住所、電話番号)を記録する。
- ・施設の出入口に擦式アルコール消毒液を用意し、移動の前後での手指消毒を行う。
- ・その他、交通、施設の運営に際し必要な措置を講ずる。

(6) 競技時の対応

- ・スタート、ゴール地点が密にならないよう1～2m対人距離を保つ。監督、指導者は大声での指導や、近距離での会話は避ける。
- ・ゴール後ハイタッチ等の接触は行わない。

5 新型コロナウイルス感染症感染者発生時の対策事項

(1) 感染が疑われる症状が出た者への対応

- ・大会会場地区が含まれる保健所（北信保健福祉事務所）へ連絡。
- ・保健所の指示に従い病院受診、または宿舎待機。

(2) 濃厚接触者と接触者のリストアップ

- ・リストアップを実施し、必要に応じ濃厚接触者と接触者の情報（氏名・住所・電話番号等）を保健所へ提供する。

(3) 濃厚接触者と接触者の健康観察

- ・濃厚接触者、接触者のそれぞれの居住地の保健所が、健康観察及び検査や受診の指示を担う。

(4) 施設の閉鎖、消毒

- ・クラスター発生の有無などを踏まえて保健所からの指示に従い対応する。

【連絡先】

- ・全日本スキー連盟公認甲信越ブロック連合中学校・ユーススキー競技会 兼 志賀高原少年スキー大会組織委員会事務局（担当：田村・青木）

TEL：0269-33-1102 FAX：0269-33-4355 mail：sports@town.yamanouchi.lg.jp

住所：381-0498 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 3352-1 山ノ内町教育委員会内